

古代における祈雨と仏教

— 宮中御読経をめぐる —

佐々木 令信

天台僧・皇円の書いた『扶桑略記』推古天皇卅三年乙酉(六二五)の条に、

天下旱魃。以高麗僧惠灌。令下着青衣講讀三論^上。甘雨快降。仍賞任僧正^上。

とある記載は、管見しうるかぎり、記録に現われた日本における祈雨の最古の事例である。旱魃にさいして雨を希求することは生存にかかわる問題であり、特に日本のような水稲農耕を主とする場合はなおさらのことであった。惠灌の仏教による祈雨以前にも、旱魃に苦厄したとき、木石信仰が生産を維持する手段として行なわれていたことは想像にかたくない。

出雲国楯縫郡・神名備山の鬼の西に石神があり「当旱

乞^レ雨時 必令^レ零也⁽²⁾ というし、肥前国神埼郡船帆郷には、景行天皇が船で巡行したときの枕石があり「一顆^{高四}尺^{徑五} 一顆^{高三}尺^{徑四}」亢旱之時 就^レ此二石一掣(零)并祈者必為^レ雨落⁽³⁾と伝えられ、また、播磨国安永郡波加村では、手足を洗い神を祭ることによって「必雨⁽⁴⁾」ふるといふ。山・河・石などを灵なる対象として、種々の祈禱・儀礼が行なわれたわけであるが、これら二・三の例をあげるまでもなく、現在においても民間に雨乞いの行事が伝承されていて、苦厄からの離脱・救済の方途としての雨乞祈願の根強さを物語っている。

本稿においては、奈良朝末までの祈雨を概観し、平安朝の祈雨の中における宮中御読経について、若干の考察を加

えることにしたい。

一

早魃が村落全体の関心事ということから、祈雨儀礼は共同祈願の性格を有する。その故にこそ、水稲耕作を生活の基盤とする文化圏において、祈雨は共同社会の行事とされ、村落共同体の統制と国家統一の手段として重要な意味を担われたのである。祈雨が、律令体制の貫徹という、權威浸透の手段として用いられたのも、むしろ当然のことであり、為政者にとって祈雨は支配の有力な手段であった。⁽⁸⁾

水旱風雨について同様のことがいえようが、祈雨に関していうならば、『日本書紀』天武天皇五年丁丑(六七七)の記載は、注目されている。

是夏、大旱。遣使四方、以捧幣帛、祈諸神祇。亦請諸僧尼、祈于三宝。然不_レ雨。由是、五穀不_レ登。百姓飢_レ之。⁽⁹⁾

律令体制が確立された天武朝のこの記載は、早魃にさいして、国家の指導性のもとに祈雨の使を四方に遣わした初見であり、神仏に共通の信仰目的をみだし、神仏祈願の目的が次第に一致してきたことを、この条は示している。ま

た同時に、神仏双方が同等の資格で、国家的行事の中にその地位を与えられていることがしられる。⁽⁸⁾

『日本書紀』皇極天皇元年壬寅(六四二)の条には、(一)「殺_二牛馬_一、祭_二諸社神_一。」(二)「移_レ市」(三)「禱_二河伯_一。」(四)「祈_二三宝_一」(五)「幸_二南洲河上_一、跪拜_二四方_一。仰_レ天而祈。」という五種類の祈雨がみえている。有史以来の祈雨の事例を考えると、祈願対象としての名神・寺・名山・大川などが、具体的にどこを指すのか明確になるのは、後述する丹生川上社が登場する天平宝字七年(七六三)を待たねばならない。⁽¹⁰⁾

仏教に関していうならば、『日本書紀』天武天皇十二年甲申(六八四)の条に、

是月(七月)始至_二三月_一、旱_レ之。百濟僧道藏、零_レ之得_レ雨。⁽¹¹⁾
とみえ、同じく、持統天皇二年(六八八)七月二十日の条

命_二百濟沙門道藏_一請雨。不崇朝、遍雨_二天下_一。⁽¹²⁾
とあり、『続日本紀』慶雲二年(七〇五)六月廿七日の条にも、

太政官奏、比日亢旱、田園焦卷、雖_二久零_一祈_レ、未_レ蒙_二嘉澍_一、請遣_二京畿内淨行僧等_一祈_レ雨、及罷_二出_二市廛_一、閉_二

塞南門、奏可之、⁽¹³⁾

と記載せられているものの、具体的に如何なる方法をとって祈雨を行なったのか不明である。恐らく、礼仏、或は説經したものと思われるが、その時の經典は特に指定されていなかったであろう。⁽¹⁴⁾

『延喜式』(卷三、神祇臨時祭)に、祈雨神として八十五座があげられている。⁽¹⁵⁾ それらのうち、奈良朝末期・淳仁朝に祈雨の国家的特定社として登場する、大和国吉野・丹生川上社は、祭料として別に「加_三黒毛馬一疋」⁽¹⁶⁾えられている。『続日本紀』天平宝字七年(七六三)五月廿八日の条に

奉_三幣帛于四畿内群神、其丹生河上神者加_三黒毛馬、早也。⁽¹⁶⁾

と初見する丹生川上神は、『続日本紀』宝龜年間(七七〇—八〇)における、祈雨関係の記載・十二事項のうち、九事項まで直接に関係しており、奈良朝末期の祈雨の動向の一端をすることができらる。

一方、仏教による祈雨の例は、『日本書紀』・『続日本紀』にあらわれた限り、神祇に比して少ない。奈良朝末までに、直接それとわかるのは、皇極朝・一回、天武朝・二回、持統朝・一回、文武朝・二回、聖武朝・二回、を教え

のみである。正倉院文書の『東大寺三綱牒』に

三綱牒 造寺司務所

奉請大雲輪雨經老部事^{二卷}

在^在映

右、為行雨祈法、奉請如件、

天平神護二年六月三日

少都維那僧

〔自署〕
「漸教」

寺主進主大法師「性泰」

判官美奴連「奥万呂」

〔異筆〕
司判行

上件経、内堂経内者、

とみえ、奈良末期・天平神護年間に、東大寺において祈雨が行なわれ、しかも、その経典は、四本伝わる請雨経のなかで最も詳細な那連提耶舍訳『大雲輪請雨経』(二卷)⁽¹⁷⁾であるところから、当時、儀軌にのっとったかなり本格的な祈雨が行なわれていたと想定できる。しかしながら、『続日本紀』を依拠として、祈雨における神祇と仏教の事例の内訳をみるならば、淳仁朝(神祇1・仏教0)、称徳朝(神祇2・仏教0)、光仁朝(神祇10・仏教0)、であり、

仏教による祈雨はみあたらず、専ら神祇によるそれである。そこに、奈良朝末・光仁天皇が「道鏡時代の弊害をとりのぞこうとしたばかりでなく、天武系の歴代天皇(持統

・文武・聖武・孝謙)の崇仏政治に断固としてとどめをきそうとした⁽¹⁹⁾「仏教政策の一端をみる」ことができる。

二

平安朝初頭の桓武・平城兩朝における祈雨は、奈良朝末・光仁朝の動向を、発展・継承させたものであるとみることができ⁽²⁰⁾。事実、『続日本紀』・『日本後紀』には、桓武朝・十回、平城朝・二回、と神祇による祈雨が記載せられているのに比して、例えば、「遣⁽²¹⁾使畿内、祈⁽²²⁾雨焉」と「遣⁽²³⁾使五畿内、祈⁽²⁴⁾雨焉」という記載はあっても、直接に仏教によるものと判断できる箇所はみあたらない。

次の嵯峨朝に入って、先に述べた丹生川上社とともに「丹貴二社」と並び称されるようになる、山城国・貴布禰社が、祈雨の中心的社として登場する⁽²⁵⁾。それとともに次第に、伊勢・松尾・賀茂上下などの社が、祈雨奉幣にさいして、単に諸社とか名神とかいう形ではなしに、文献にその名がみえるようになり、室生も龍穴信仰とあいまって祈雨において国家的に重要視されてくる。

また、嵯峨朝における神祇と仏教による祈雨の事例を、『日本後紀』・『日本紀略』によってあげると、神祇13・仏教6、であり、それ以降、『日本紀略』・『続日本後紀』に

よると、淳和朝(神祇7・仏教6)、仁明朝(神祇24・仏教18)である。嵯峨朝になって仏教による祈雨が再び登場し、淳和・仁明朝と次第にその傾向を強くしていることは留意すべきことであろう。

平安仏教の一翼をになう空海は、詩文を通して嵯峨天皇と親交があったといわれている。しかしながら、嵯峨天皇は崇仏の君主とはいえず、その対宗派政策に偏差はなかった。その点、むしろ淳和天皇になってから、空海による真言密教の浸透が顕著にみられるようになる⁽²⁶⁾。弘仁十四年(八二三)四月、淳和天皇が即位して、同年十月には真言僧五十口の東寺専住を許し、天長四年(八二七)五月、空海は内裏での祈雨の法験によって大僧都となっている。また、空海は承和元年(八三四)一月、宮中に真言院をもうけるなど、『性靈集』(巻第四)にみえる「奉為国家請修法表」という空海の理想は、着々と具体化していった。

一方、民衆教化にみられる空海のもつ庶民性の側面を、祈雨を通してみてみよう。空海撰『御請来目錄』には「大雲輪請雨經 二卷⁽²⁷⁾」と記載されている。また、『性靈集』(巻第一)にみえる「雨を喜ぶ歌」(喜雨歌)は、天長元年(八二四)、嵯峨天皇のときの大旱に、諸寺に祈雨させて功のあったのを、空海が喜び歌った詩であり、そこには、雨

の重要性が説かれ、空海の民衆救済の意図をうかがいしることが出来る。

天長二年(八二五)三月十日の奏状、「東寺請_三毎年安居講_三守護国界主経_三事_三」において、空海は、

「転禍為福之方、降雨止風之法、具説_三此経_三、伏望、毎年夏中永講_三此経_三、擁_三護国家_三、天恩允許_三、

と述べているが、勅許が下りたのも、祈雨の関係するところであった。

早魃の防禦策は、当時において、祈雨を行なうことであり、実践面においては井戸を堀り、灌漑用の貯水池をつくることであった²⁸⁾。空海も、香川県仲多度郡満濃町・満農池の構築に係っている。弘仁九年(八一八)に大決潰が生じたのにさいし、のち国司から朝廷に提出された「請_三傳燈大法師空海宛_三築_三萬農池_三別当_三状_三」²⁹⁾には、讃岐の老若男女が、いかに空海の到着を期待したかをうかがいしることが出来る。弘仁十二年五月二十七日付の太政官符により、下向した空海は、築池使路浜継らが三年を費しても成功しなかった修築工事を、空海みずから池の辺に壇を荘厳し、護摩の秘法を修し、仏天の加護を祈念して、三箇月余りで完成させている。空海は、土木工事の設計・技術に関する新しい知識をもっていたと考えられ、それと同時に、空海を

敬慕して雲集した老若男女の力の結集のあったことを銘記すべきであろう³⁰⁾。

他に、空海の治水事業に関係あることでは、大和国益田池をあげることが出来る。「六郡蒙潤 萬澮湯々³¹⁾」たる益田池の開鑿には、空海の弟子・真円が築池別当となり、空海と親交のあった伴国道も関係しており、天長二年(八二五)九月廿五日、池の完工記念に、空海は碑銘の撰述を委嘱させられたのである。

空海の真言密教に説く鎮護国家や救生利民が、大貯水池の修築・開鑿などという国家利益と結合して実現され、そこに国家社会の宗教的理想が求められたことは留意されるべきであろう。機会あるごとに行なわれた祈雨の修法も、当時の農耕を基盤とする社会的な要求に応じたところに、その具体的な歴史的意義を認めることができるといえよう³²⁾。

早魃は、生産を根底からくつがえす危険性ははらむものであり、生死にもかかわる問題であったから、密教受容の先駆として、いち早く祈雨法が採用されるようになった。空海も祈雨を重視し、五穀豊饒を願ったのである。

空海は、天長元年(八二四)二月、早魃のために勅を承り、神泉苑で請雨經法を勤修したという³³⁾。また、『日本

表 I 宮中における祈雨御詠経

年月日	場所	員数	誦誦經典	期間	延行	備考	典拠
1 天長4(八七) 五・三	大極殿	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日			日本紀略
2 5(八二) 二・六	大極殿	僧百口 沙弥百口	大般若経(誦)	三箇日			日本紀略
3 9(八三) 五・七	八省院	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日		兼防風災	日本紀略
4 承和元(八四) 六・三	大極殿	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		続日本後紀
5 6(八五) 四・七	八省院	法師百口	大般若経(転誦)	三箇日			続日本後紀
6 8(八六) 五・四	八省院	(名僧)	(誦経)				続日本後紀
7 9(八七) 七・二	大極殿	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		続日本後紀
8 11(八八) 七・三	八省院	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		続日本後紀
9 12(八九) 五・朔	大極殿	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日 更延二日		続日本後紀
10 13(九〇) 五・三	八省院	僧百口	(誦経)	三箇日			続日本後紀
11 嘉祥元(九四) 七・六	八省院	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日		御齋会解座之	続日本後紀
12 3(九五) 五・九	大極殿	僧百口	大般若経(転誦)	三箇日			文德実録
13 貞観3(八六) 五・六	御在所	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		三代実録
14 8(八七) 六・六	大極殿	僧六十八口	大般若経(転誦)	三箇日			三代実録
15 13(八八) 六・五	大極殿	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日	延三日		三代実録
16 14(八九) 七・八	大極殿	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日			三代実録
17 15(九〇) 五・七	紫宸殿	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		三代実録
18 15(九〇) 七・九	紫宸殿	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		三代実録
19 17(九二) 六・二五	大極殿	僧六十口	大般若経(転誦)	三箇日	延二日		三代実録・類聚 国史

20	元慶元(八七)・七	紫宸殿	僧百口	大般若經(転読)	三箇日	延二日	兼秋季御読経	三代実録
21	4(八八)・六・六	紫宸殿	僧七十五口	大般若若経(転読)	三箇日			三代実録
22	寬平3(八九)・六・八	大極殿	(名僧)	大般若若経(転読)				日本紀略
23	延喜15(九二)・六・三〇	大極殿		(読経)			兼壞疫癘	日本紀略・扶桑略記
24	19(九六)・六・三〇	大極殿	僧百口	仁王経(転読)			兼季御読経	日本紀略
25	延長5(九七)・七・五	八省院		(読経)				真信公記・祈雨日記・北山抄
26	7(九九)・七・八	八省院		(読経)				祈雨日記
27	承平5(九三)・五・四	大極殿	僧百口	大般若若経(読)	三箇日		兼季御読経	略記
28	天慶2(九三)・六・三〇	大極殿	僧百口	大般若若経(転読)	三箇日	延二日	兼祈天下平安	略記
29	2(九九)・七・五	大極殿		大般若若経(読経)	三箇日		兼季御読経	世信公記・本朝世紀・北山抄
30	6(四三)・五・七	大極殿	僧百口	(読経)				日本紀略
31	天曆2(四〇)・五・一六	大極殿		大般若若経(読経)	三箇日	延二日		祈雨日記・北山抄
32	8(四五)・五・九	大極殿		(読経)	三箇日	延二日		祈雨日記
33	元徳元(四五)・三・一六	大極殿(八省院・紀略)	(諸寺僧徒)	(読経)	三箇日		兼季御読経	東大寺別当次第
34	応和元(九一)・六・二五	大極殿	僧百口	(読経)	三箇日	延二日		日本紀略
35	3(六三)・六・三	大極殿		(読経)	三箇日	延二日		日本紀略
36	安和2(六六)・六・三三	大極殿		(読経)				日本紀略
37	寛和元(六五)・七・六	大極殿		(読経)				日本紀略
38	永延元(六七)・五・四	大極殿		(読経)	三箇日			日本紀略
39	正暦2(九一)・六・二七	大極殿	僧百口	大般若若経(転読)	三箇日	延二日		日本紀略
40	寛弘元(一〇四)・八・六	大極殿	僧百口	仁王経(転読)	五箇日			權記・日本紀略
41	寛仁2(一〇八)・六・三	大極殿	僧百口	仁王経(転読)	三箇日	延二日		西宮記・裏書・左経記・小右記・日本紀略

42	寛仁2(1011)六・八	大極殿	僧五百口	仁王経(説)	三箇日		左経記・小右記 ・日本紀略
43	長元元(1012)五・三	大極殿	僧六十口	大般若経(転説)		兼消疾疫	日本紀略
44	元(1012)七・八	大極殿	僧百口(僧百十 二口・紀略)	仁王経(転説)	三箇日	7月27日改元 依疫癘炎旱	左経記・小右記 ・日本紀略
45	5(1013)五・0	大極殿	僧三百口	仁王経(説)	三箇日	兼除疫疾	左経記・日本紀 略
46	5(1013)六・七	大極殿	僧千口	観音経(説)			略
47	6(1013)五・元	大極殿(八 省院・紀略)	僧五百口	仁王経(説) (仁王云・紀略)			略
48	8(1015)七・三	大極殿	僧六十口	大般若経(転説)			略
49	長久4(1043)六・	大極殿		大般若経	三箇日		北山抄裏書
50	4(1043)六・	八省院	僧千口	観音経			祈雨日記
51	永承3(1044)六・八	大極殿	僧六十口	大般若経(転説)			祈雨日記
52	承暦元(1057)七・0	大極殿	僧千口	観音経(転説)			春記
53	寛治2(1062)六・七	大極殿	僧千口	観音経(説経)		兼祈攘赤瘡	十三代要略 中右記

紀略』天長四年(八二七)五月廿六日の条には、

命^二少僧都空海。請^二仏舎利内裏。礼仏灌浴。亥後天陰

雨降。数剋而止。湿^レ地三寸。是則舎利靈驗之所^二感

応^一也。³⁴⁾

とみえ、空海はこの功により大僧都に任ぜられている。空海の内裏における祈雨に先だつこと五日前、五月廿一日より三箇日、僧百口を以て、大極殿において、大般若経の転説が行なわれた。この事例は、表Iからもしられるように、天長五年(八二八)・同九年(八三三)・承和元年(八三

四)にも同様に行なわれ、それ以降、旱魃にさいして恒例の如く行なわれるようになった、宮中における祈雨御説経の初見であろう。

『文化史上より見たる弘法大師伝』のなかで、守山聖真氏は、「一百僧を囑請して大般若経を零のために転説せしめ、且大師は何故に大雲輪請雨経等の真言宗の請雨の経軌に依つて修法せずして仏舎利を内裏に奉還して之を灌浴したか。大般若経を転説するが如きは密教以前の作法であつて、大師はこう云ふことは製薬の法を説くが如きもので、

薬を服して始めて治病の効果はあるのである。顕教諸宗は製薬法を説くもの、密教は薬を服して病を治するの法であると称して居たところのものが、大般若転読の願文を草して建壇修法をしなかつたのは何故であろうか。恐らくは大師の円満なる性格からして今回は法験を顕教諸宗に譲り、別に自己が法に依つて建壇修法するは彼等の功を奪うが如くに当るを以て、僅かに助修の意味に於いて仏舍利を宮中に奉安して礼拝灌浴せしめたのではなからうか」と述べている。ともあれ、天長四年(八二七)五月、宮中臨時御読経にさいし、空海は「天長皇帝於大極殿屈百僧零願文」を、大般若経転読のために起草しているのであり、祈雨御読経決定の周辺にあつて、何らかの關係をもつていたと考えられる。空海が祈雨を重視し五穀豊饒を願つたことは先に見てきた如くであり、平安朝に入つて、早魃にさいして、宮中で臨時御読経が恒例の如く行なわれるようになったことに、空海存在と影響を想定したい。

三

先に平安朝初頭までの祈雨についてその概略を述べた。その後の祈雨の動向を知るには、有職故実の宝典といわれる源高明(九一三—八二)の『西宮記』(卷十二)に載せる

祈雨の種類が便利である。便宜上それを記すと、

大極殿御読経、神泉苑^{無サ}祈雨経法、七大寺僧集^{東大寺}、
 読経、或於七大寺各読経、其於供或用本國正
 税、或用本寺供、有宣旨一或有勅使云々、龍穴御読
 経、丹生・貴布禰、被^レ奉^ニ黒馬、仰^ニ祭主、於^ニ神祇
 官斎院^二奉^ニ仕御祈、仰^ニ陰陽寮、於^ニ北山十二月谷^一祭^ニ
 五龍、或於^ニ奉^ニ幣諸社^一占^レ崇、神祇、
 陰陽、祈謝免^ニ輕犯者^一
 云云、祈^ニ山陵、有^ニ宣^一命^一

とある。祈雨のいかいなく慈雨が得られず、早魃が長びけば長びくほど種々の方法が試行されることになる。孔雀経法が記載されていないのは、祈雨だけでなく、広く除災のために用いられたことも一因であろう。³⁸⁾

ところで、『西宮記』に「大極殿御読経」と記すのは、宮中における祈雨御読経の多くが大極殿で行なわれたことを意味する。事実、『日本紀略』天長四年(八二七)五月廿一日の条に、

屈^ニ百僧於大極殿^一轉^レ讀大般若經^三个日³⁹⁾。

とある記載を初見として、それ以降、宮中において祈雨御読経が勤修される場合、表^一からもしられるように、八省院の正殿である大極殿でほとんど勤修され、⁴⁰⁾ほかに紫宸殿で四回と御在所で一回とり行なわれているだけである。

しかもそれらのうち、元慶元年(八七七)七月の場合、

平安宮にみえる大極殿が、その前年に、はじめて灰燼に帰したためであった。すなわち、『三代実録』貞観十八年(八七六)四月十日の条に、

是夜子時、大極殿災、延焼ニ小安殿、蒼龍・白虎兩樓、

延休堂及北門、北東西三面廊百余間、火数日不レ滅、⁽⁴¹⁾

とあり、同年十月五日の条に、

去四月十日爾八省院乃大極殿兩火災事在天、東西兩樓并

廊百余間一時爾燒盡本也⁽⁴²⁾

と諸国の名神への告文に記載されているように、貞観十八年四月十日夜半、大極殿が炎上したことがしられる。かかる理由によって、元慶元年(八七七)七月の宮中祈雨御説経が、大極殿で勤修されず紫宸殿で行なわれているが、他の場合も何らかの原因によるものであるろう。元慶元年には、正月八日から大極殿で行なわれる恒例の御齋会も、大極殿焼失のために豊樂殿で行なわれ、⁽⁴³⁾同二年(八七八)の『三代実録』正月八日の条には、

於ニ豊樂殿、始講ニ最勝王經、以ニ興福寺僧法相宗伝燈

大法師位孝忠ニ為講師、大極殿未レ造、故於レ此修レ之、⁽⁴⁴⁾

とある。大極殿の造殿について百神に祈請することが、

『三代実録』元慶二年二月廿四日の条にみえ、⁽⁴⁵⁾同三年(八

七九)十月八日の条には「大極殿成」とあり、⁽⁴⁶⁾翌年二月

四日の条には伊勢大神宮に奉告の使がだされ、⁽⁴⁷⁾その翌日には柏原山陵や賀茂御祖・別雷などの諸社にも奉幣使が派遣されている。⁽⁴⁸⁾大極殿の炎上から竣工に至るまで、実に三年

六カ月の歳月を要する大工事であったわけである。

大極殿の先例はもちろん中国にあり、太極の名は、『周易』(繫辭上)に、

是故易有太極。是生兩儀。兩儀生四象。四象生八卦。

八卦定吉凶。吉凶生大業。是故法象莫大乎天地。變通

莫大乎四時。縣象著明莫大乎日月。崇高莫大乎富貴。

備物致用。立成器以為天下利。莫大乎聖人。探賾索

隱。鈎深致遠。以定天下之吉凶。成天下之亹亹者。莫

大乎蓍龜。

と記載されていることになっている。太は大に作るテキストもあり、極めて大きなもの、陰陽に先だつ何物かを意味する。陰陽以前の目に見えぬ本体のことをいい、⁽⁴⁹⁾易では五十本の筮竹のうち、終始用いない一本をいう。先の記載には、宇宙の本源、絶対の実在者である太極をもって帝王の君臨する正庁とすることがみえ、日本もこれにならったのであろう。⁽⁵⁰⁾わが国における大極殿は、飛鳥浄御原の宮である天武天皇四年(六七六)正月まで確実に遡ることができる。大極殿に関する記載が多く散見するようになるのは、

『統日本紀』における藤原京あたりからで、朝儀の行なわれる重要な宮殿として、天皇の即位・元正朝賀・任官・授位などが挙行されたことがしられ、平城宮・平安宮の場合もその機能を継承している。平安宮の大極殿にみられる天皇の即位式を例にとってみると、平城天皇(51代)から高倉天皇(80代)までのうち、大極殿で即位されなかったのは、陽成・冷泉・後三条の三帝だけであり、しかも、それぞれに理由があった。⁽⁵²⁾

宮中における臨時御読経の行なわれた事例を、六国史によつてあげると、表Ⅱの如くなる。祈雨のために読誦することが最も多く、生活基盤を根底からゆり動かす大旱魃ともなると、国家的な祈雨や民間においても種々の祈願がこめられたことを裏書きしている。次にあげる『宇治拾遺物語』の「静観僧正雨を祈る法験の事」は、その辺の事情をよく物語っていると思われる。

今は昔、延喜の御時早魃したりけり。六十人の貴僧を召して、大般若経読ましめ給ひけるに、僧ども黒烟を立て、驗現さんと祈りけれども、いたくのみ晴れまざりて、日強く照りければ、帝を始めて、大臣、公卿、百姓、人民此の一事より外の歎無かりけり。藏人の頭を召し寄せて、静観僧正に仰せ下さるるやう、「殊

更思召さるるやうあり。かくの如く方々に御祈どもさせる験なし。座を立ちて、別に壁のもとに立ちて祈れ。思召すやうあれば、取り分け仰せつくるなり。」

と仰せ下されければ、静観僧正その時は律師にて、上に僧都・僧正、上臈共おはしけれども、面目限なくて、南殿の御階より降りて、扉のもとに、北向に立ちて、香炉取りくびりて、額に香炉を当て、祈請し給ふ事、見る人さへ苦しく思ひけり。熱日の暫しもえさし出ぬに、涙を流し、黒烟を立て、祈請し給ひければ、香炉の烟空へあがりて、扇ばかりの黒雲になる。上達部は南殿に並びぬ、殿上人は弓場殿に立ちて見るに、上達部の御前は美福門よりのぞく。かくの如く見る程に、その雲むらなく大空に引き塞ぎて、龍神震動し、電光大千界に満ち、車軸の如くなる雨降りて、天下界を結ぶ。見聞の人帰服せずといふ「事」なし。帝、大臣、公卿ら随喜して、僧都になしたまへり。不思議の事なれば、末の世「の」物語にかく記せるなり。⁽⁵³⁾

この『宇治拾遺物語』にみえる記載は、生死を分つ問題である早魃に苦悩せる人々が、宮中における大般若経読誦によつて甘雨を期待し、快降することによつて随喜する光景を具体的にとらえている。

苦厄することは対策を迫られることであり、宮中における季御読経が祈雨を兼ねて行なわれたり、急を要する場合、季御読経そのものの期日を繰りあげて勤修することもあった。季御読経の始行については、和銅元年（七〇八）と天平元年（七二九）の両説があるが、その式場については、『延喜式』に大極殿もしくは紫宸殿とあるものの、『三代実録』・『日本紀略』などに載する元慶・天徳の例によれば、恒例は紫宸殿となったと考えられる。⁽⁵⁴⁾『本朝世紀』天慶二年（九三九）七月十五日の条に、

季御読経始也。雖⁽⁵⁵⁾恒例事。依⁽⁵⁶⁾祈雨⁽⁵⁷⁾於⁽⁵⁸⁾大極殿⁽⁵⁹⁾修⁽⁶⁰⁾之。

とあり、また、『日本紀略』天徳元年（九五七）三月十六日の条には

於⁽⁶¹⁾三⁽⁶²⁾省⁽⁶³⁾院⁽⁶⁴⁾季御読経始。恒例於⁽⁶⁵⁾南⁽⁶⁶⁾殿⁽⁶⁷⁾行⁽⁶⁸⁾之。依⁽⁶⁹⁾相⁽⁷⁰⁾加⁽⁷¹⁾祈⁽⁷²⁾雨⁽⁷³⁾事。於⁽⁷⁴⁾此⁽⁷⁵⁾殿⁽⁷⁶⁾被⁽⁷⁷⁾行⁽⁷⁸⁾之。

と記されている。すなわち、当時、紫宸殿（南殿）で行なわれるのが恒例となっていた季御読経が、祈雨を兼ねて勤修されるため大極殿（八省院）で行なわれたわけである。

季御読経が、祈雨のために期日を早めて勤修された例として、天慶二年（九三九）の場合をあげることができる。この年は「夏比、炎旱経旬、田畝難⁽⁷⁹⁾期」であったが、祈雨

は、丹生・貴布禰のいわゆる丹貴二社の奉幣にはじまり、六月十二日には石清水・賀茂上下・松尾・大原野・平野・稲荷・春日・大神・石上・大和・広瀬・龍田・住吉・丹生・貴布禰などへの諸社祈雨奉幣⁽⁸⁰⁾、同十五日には陰陽寮の御卜があり、同二十日には大極殿で百人の僧を請じて三箇日⁽⁸¹⁾にわたる大般若経の転読が開始されている。そして、七月に入って、二日には陰陽寮の五龍祭があり、また、室生の龍穴に奉幣し読経がなされ、同十二日には延暦寺・有供諸寺において仁王経の転読を行なわしめるなどの対策が施された。しかしながら、いっこうに芳しくないために季御読経が期日を繰り上げて早く修せられるところとなり、大極殿において同月十五日より開始され、「結願之間、暴雨忽降⁽⁸²⁾」り「大雨普降⁽⁸³⁾」って、まさしく「仏神之加護、般若之威力也⁽⁸⁴⁾」と感じせしめる程であった。

宮中における祈雨御読経の期間は、表Iからもしられるように、限三箇日を以て勤修されることが恒例となっていた⁽⁸⁵⁾。その場合、『仏祖統紀』（巻第八）に、

咸平三年⁽⁸⁶⁾真⁽⁸⁷⁾宗⁽⁸⁸⁾郡⁽⁸⁹⁾大⁽⁹⁰⁾旱。与⁽⁹¹⁾慈⁽⁹²⁾雲⁽⁹³⁾同⁽⁹⁴⁾修⁽⁹⁵⁾光⁽⁹⁶⁾明⁽⁹⁷⁾饑。祈⁽⁹⁸⁾雨⁽⁹⁹⁾約⁽¹⁰⁰⁾三⁽¹⁰¹⁾日⁽¹⁰²⁾不⁽¹⁰³⁾雨⁽¹⁰⁴⁾当⁽¹⁰⁵⁾自⁽¹⁰⁶⁾焚⁽¹⁰⁷⁾。如⁽¹⁰⁸⁾期⁽¹⁰⁹⁾果⁽¹¹⁰⁾大⁽¹¹¹⁾饑。日⁽¹¹²⁾無⁽¹¹³⁾心⁽¹¹⁴⁾。當⁽¹¹⁵⁾然⁽¹¹⁶⁾一⁽¹¹⁷⁾手⁽¹¹⁸⁾供⁽¹¹⁹⁾佛⁽¹²⁰⁾。饑⁽¹²¹⁾未⁽¹²²⁾竟⁽¹²³⁾雨⁽¹²⁴⁾已⁽¹²⁵⁾大⁽¹²⁶⁾澍⁽¹²⁷⁾。業⁽¹²⁸⁾記⁽¹²⁹⁾云⁽¹³⁰⁾。約⁽¹³¹⁾三⁽¹³²⁾日⁽¹³³⁾不⁽¹³⁴⁾雨⁽¹³⁵⁾当⁽¹³⁶⁾自⁽¹³⁷⁾焚⁽¹³⁸⁾。如⁽¹³⁹⁾期⁽¹⁴⁰⁾果⁽¹⁴¹⁾大⁽¹⁴²⁾饑。日⁽¹⁴³⁾無⁽¹⁴⁴⁾心⁽¹⁴⁵⁾。當⁽¹⁴⁶⁾然⁽¹⁴⁷⁾一⁽¹⁴⁸⁾手⁽¹⁴⁹⁾供⁽¹⁵⁰⁾佛⁽¹⁵¹⁾。饑⁽¹⁵²⁾未⁽¹⁵³⁾竟⁽¹⁵⁴⁾雨⁽¹⁵⁵⁾已⁽¹⁵⁶⁾大⁽¹⁵⁷⁾澍⁽¹⁵⁸⁾。業⁽¹⁵⁹⁾記⁽¹⁶⁰⁾云⁽¹⁶¹⁾。雨⁽¹⁶²⁾。太⁽¹⁶³⁾守⁽¹⁶⁴⁾蘇⁽¹⁶⁵⁾。為⁽¹⁶⁶⁾刻⁽¹⁶⁷⁾石⁽¹⁶⁸⁾為⁽¹⁶⁹⁾記⁽¹⁷⁰⁾其⁽¹⁷¹⁾事⁽¹⁷²⁾。

とあり、『日本紀略』弘仁九年（八一八）四月廿三日の条

表II 平安宮における臨時御読経——六国史による——

年 月 日	場 所	読誦經典	目 的	典 拠
1 天長3(八三)六六	御在所・大極殿	大般若経(転読)	疫病・豊年	日本後紀
2 4(八七)五二	大極殿	大般若経(転読)	祈雨	同右
3 4(八七)三四	大極殿	大般若経(転読)	地震	日本紀略
4 6(八九)二六	大極殿	大般若経(読)	祈雨	同右
5 7(九〇)五・六	大極殿	大般若経(転)	地震・疫病	同右
6 7(九〇)閏三・四	大極殿	金剛般若経(読)	物怪	同右
7 9(九二)五・七	八省院	大般若経(読)	祈雨	同右
8 10(九三)三・〇	大極殿	大般若経(転読)	年穀・疫氣	続日本後紀
9 10(九三)四・三	内 裏	(転読)	遷御	同右
10 承和元(九四)六・三〇	大極殿	大般若経(転読)	祈雨・風災	同右
11 3(九五)八・四	八省院	大般若経(転読)	疫氣	同右
12 4(九七)七・三	常寧殿	(読経)	物怪	同右
13 5(九八)五・八	八省院	大般若経(転読)	天下豊稔	同右
14 6(九九)四・七	八省院	大般若経(転読)	祈雨	同右
15 6(九九)七・五	紫宸殿・常寧殿	大般若経(転読)	物怪	同右
16 8(一〇一)五・四	八省院	(読経)	祈雨	同右
17 8(一〇一)九・五	常寧殿	(読経)	物怪	同右
18 8(一〇二)三・七	八省院	大般若経(読)	慧星	同右
19 9(一〇三)七・〇	大極殿	大般若経(転読)	祈雨	同右

20	承和9(八四三)七〇〇	本宮禁中	大般若經・金剛般若經	遷御	續日本後紀
21	10(八四三)五・八	清涼殿	藥師經(誦)	物怪・日異	同右
22	10(八四三)五・八	大極殿	大般若經(誦)	物怪・日異	同右
23	11(八四四)七・三	八省院	大般若經(転誦)	祈雨	同右
24	12(八四四)三・六	紫宸殿・清涼殿・常寧殿	大般若經(転誦)	物怪	同右
25	12(八四四)五・朔	大極殿	大般若經(転誦)	祈雨	同右
26	12(八四四)九・天	紫宸殿	(誦經)	息災	同右
27	13(八四六)五・三	八省院	(誦經)	祈雨	同右
28	14(八四七)三・二	清涼殿	大般若經(誦經)	物氣	同右
29	14(八四七)二・三	清涼殿	金剛般若經(転)	息災	同右
30	嘉祥元(八四〇)七・六	八省院	大般若經(転誦)	祈雨	同右
31	3(八五〇)五・九	大極殿	大般若經(転誦)	祈雨	文德実録
32	3(八五〇)五・三	東宮・中宮	大般若經(転誦)	穀祈	同右
33	3(八五〇)〇・三	東宮	大般若經(転誦)	困祈	同右
34	仁寿元(八五〇)八・朔	大極殿	大般若經(誦)	穀祈	同右
35	3(八五三)三・三	大極殿	大般若經(転誦)	災疫	同右
36	斉衡3(八五三)五・九	大極殿・冷然院	大般若經(誦)	災疫	同右
37	天安2(八五〇)三・天	冷泉院	大般若經(誦)	病氣平癒	同右
38	貞觀3(八六〇)二・七	内殿	大般若經(誦)	奉為先帝	三代実録
39	3(八六一)五・二天	御在所	大般若經(転誦)	祈雨	同右
40	7(八六五)八・七	太政官曹司庁	大般若經(転誦)	遷御	同右
41	7(八六五)〇・七	本宮内裏	大般若經(転誦)	遷御	同右

51	仁和3(八七) 八二八	紫宸殿・大極殿	大般若若經(転説)	攘災	同右
50	4(八〇) 六二六	紫宸殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
49	元(八七) 七二〇	紫宸殿	仁王經(転経)	祈雨	同右
48	元慶元(八七) 七二七	紫宸殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
47	17(八五) 六二五	大極殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
46	14(八七) 七二八	大極殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
45	13(八七) 六二五	大極殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
44	11(八九) 二一九	東宮	遷御	祈雨	同右
43	8(八六) 六二八	大極殿	大般若若經(転説)	祈雨	同右
42	8(八六) 四二五	太政官候庁	金剛般若若經(転説)	攘災	同右

(經典読誦の目的の明確なものだけ抽出。
但し、季御読経は除く。)

には

詔。比者陰陽愆候。炎旱淹旬。云々。起自今月廿六日。迄于廿八日。忽三个日。朕及公卿百官。一皆素食。帰心覚門。凡厥僧綱。精進転経。以副素懐。⁽⁶⁸⁾との条には、左弁官権使部桑名吉備磨の言として、また、『三代実録』元慶元年(八七七)六月十四日、降雨之術、請被給香油紙米等、試行之、三日之内、必令有驗。⁽⁶⁹⁾於是給香一斤、油一斗、紙三百張、五色繩各五尺、絹一疋、土器等。

と記されており、早魃にさいして三箇日というのが一つのくぎりとしていたと考えることもできる。しかしながら、請雨経法などの場合、作法の如くすれば一七日の中に必ず雨を得るとされ、また、表IIにあげた宮中臨時御読経の多くの場合、限三箇日を以て勤修されており、祈雨の場合もそれに従ったとみるのが妥当であろう。限三箇日を以てしても法験のないときは、二日間の延行ということになり、再延行も二日間が恒例となっていたことは、表Iから

も明らかなどころである。

四

宮中における祈雨のための読誦經典について考えるに、表Iからもしられるように、最もよく用いられているのが大般若經である。⁽⁷⁴⁾日本において大般若經が読誦された初見は、『続日本紀』大宝三年(七〇三)三月十日の条に、

詔、四大寺讀大般若經、度二百人、⁽⁷⁵⁾

とある記載であり、爾來、鎮護國家・除災招福など種々の目的のために多く用いられている經典である。⁽⁷⁶⁾大般若經は、顯慶五年(六六〇)から龍朔三年(六六三)までの四年間にわたって、六百卷の漢訳が玄奘によってなされた。それ故、玄奘の訳了をみてから四十年以内に、わが国で読誦されており、六国史にあらわれた限り、諸經典中もっとも多く読誦されている。⁽⁷⁷⁾

日本における大般若經の盛行は、法華經や金光明經と同様に、決して哲理の表明として受容されたのではなくして、むしろそれに付随して含まれている呪術的な要素を重要視した所産であるといえる。⁽⁷⁸⁾換言すれば、大乘仏教の根本思想たる空を實體化して、空ずる、呪力と理解し、悪靈を空ずるものとしての大般若經に、当時の人々は期待を寄せ

たのである。⁽⁷⁹⁾元慶元年(八七七)七月、延行二日にさいして、読誦經典が仁王經に変更されるまで、宮中における祈雨御読經には、「憑其靈護、必致三豊稔」⁽⁸⁰⁾とか「般若之力、不可思議」といわれるその呪術力がかわれて、大般若經が特に用いられている。季御読經の読誦經典も大般若經であり、その盛行ぶりがしられよう。

元慶元年七月七日から紫宸殿で、僧百口を請じ、限三箇日を以て、大般若經の転読が行なわれた。⁽⁸¹⁾この年の早魃はひどく、年号も貞観から元慶に改元されたぐらいであった。⁽⁸²⁾祈雨は、六月四日の丹貴二社奉幣をかわきりに、京城側近諸寺による読經、石清水八幡大菩薩宮・賀茂御祖・別雷・松尾・稻荷・木島・乙訓・大依羅・垂水・広田・生田・長田神社への諸社奉幣、⁽⁸³⁾大和国従三位丹生川上神に正三位を授け黒馬を奉幣しての祈雨、⁽⁸⁴⁾教日が廿一僧を率いて金超王鳥經法を神泉苑で行ない、また、延寿と橘広相を遣わし東大寺大仏前での修法、⁽⁸⁵⁾早魃を神功皇后橘列山陵の祟に起因するものとの疑いのもとにそれを巡検するための使が遣されるなど、⁽⁸⁶⁾種々の努力がなされている。そして、七月七日から紫宸殿で大般若經の転読が行なわれたのである。⁽⁸⁷⁾限三箇日を以てしても法驗なく延行二日、読誦經典も大般若經から仁王經に変更された。⁽⁸⁸⁾天長四年(八二七)、大極殿

で大般若経転読が勤修されたのを初見として、宮中における祈雨御読経は大般若経によるものであったと考えられるが、この元慶元年(八七七)を契機として、「天地亢陽、陂池竭涸。草木枯死百穀不成」⁽⁸⁹⁾ざるを破し、「降霖甘雨潤沢草木」⁽⁹⁰⁾ならしめ「除⁽⁹¹⁾七難」くものとしての仁王経も用いられるようになった。

もっとも、『日本紀略』弘仁九年(八一八)四月廿九日の条に、

於⁽⁹²⁾前殿講⁽⁹²⁾仁王経。縁⁽⁹²⁾旱災也。

とみえ、仁王講によって祈雨が行なわれたことが知られる。仁王会・仁王講・仁王講百座・百座道場などの名で勤修された仁王般若会は、皇室を中心とする最も重い仏教行事の一つであり、随時、疫癘・災異などのたびに臨時仁王会としても行なわれた。除災の目的の明確なものなかでは、大同三年(八〇八)の疫病流行にさいして⁽⁹³⁾のが古く、早災によるのはそれから十年余り後のことであった。それ以降、天曆二年(九四九)、応和三年(九六三)、寛仁二年(一〇一八)、長元五年(一〇三三)、長久四年(一〇四三)などの早魃のときに、それを払い祈雨のために臨時仁王会が行なわれている。

先にあげた『西宮記』の祈雨の種類に「七大寺僧集⁽⁹⁴⁾東

大寺⁽⁹⁵⁾・読経、或於⁽⁹⁶⁾七大寺各読経、其施供或用⁽⁹⁷⁾本國正税⁽⁹⁸⁾、用⁽⁹⁹⁾本寺供⁽¹⁰⁰⁾有⁽¹⁰¹⁾宣旨、或有⁽¹⁰²⁾勅使⁽¹⁰³⁾云々とみえるが、この祈雨の場合、用いられた読誦經典が大般若経と仁王経であるので、便宜上、經典名の明確な事例だけを抽出すると次の頁の表の如くなる。

承和六年(八三九)六月を初見とする「七大寺僧集⁽⁹⁴⁾東大寺⁽⁹⁵⁾・読経(下略)」の読誦經典で明確なのは、大般若経二度・仁王経五度であり、次第に仁王経が大般若経と相半ばして、祈雨の読誦經典になってくることの一端が知られる。

表Iからも知られるように、宮中祈雨御読経の読誦經典として、大般若経・仁王経とならんで観音経も用いられるようになる。⁽¹⁰⁰⁾長元五年(一〇三三)六月廿七日、宮中で僧千口を以て祈雨のために観音経の読誦があつたのをはじめとして、⁽¹⁰¹⁾長久四年(一〇四三)六月にも千僧を以て大極殿で行なわれ、⁽¹⁰²⁾承暦元年(一〇七七)七月には、早魃と瘡瘡の祈攘を目的に僧千口を請じて大極殿で観音経の転読が行なわれ、⁽¹⁰³⁾寛治二年(一〇八八)六月にも、大極殿で僧千口を以て観音経読誦による祈雨が勤修されている。⁽¹⁰⁴⁾

何故に、この期になって、観音経が祈雨のために宮中で読誦されたのであろうか。それは宮中における祈雨御読経に、初期における大般若経の如き、絶対的ともいふべき読誦經典のなかつたことを意味している。⁽¹⁰⁵⁾長元五年(一〇三

年月日	僧	場所	読誦經典	日数	典故
1 天曆2(元西)廿五	七大寺僧	東大寺大仏殿	仁王經(転読)	三箇日	日本紀略・北山抄・東大寺別当次第
2 正曆2(元西)廿三	七大寺僧(僧六百口)	東大寺	大般若經(転読)	三箇日	日本紀略
3 寛弘2(元西)廿三	七大寺	東大寺	仁王經(転読)	三箇日	日本紀略・西宮記裏書・類聚符宣抄
4 2(元西)廿三	七大寺僧(僧二百口)	東大寺大仏前	仁王經(転読)	三箇日	西宮記裏書・類聚符宣抄
5 万寿2(元西)廿三	七大寺僧	東大寺大仏前	仁王經(転読)	三箇日	左経記・小右記・類聚符宣抄
6 長元元(元西)廿八	七大寺	七大寺	仁王經(転読)	三箇日	左経記
7 治暦元(元西)廿五		東大寺・興福寺	大般若經(転読)	三箇日	扶桑略記

二)、早魃が長期にわたった時、大極殿千僧御読経が考えられた。その時のことを『左経記』は、

令頭弁奏云。先例疫病時、有御読経。仍寿命経被転読。此度依早魃被行。可被何経乎。¹⁰⁶

と記している。すなわち、寛仁四年(一〇二〇)三月、天下疾疫により、大極殿千僧御読経が行なわれ、寿命経が転読されて¹⁰⁶いる。そして、今度は早魃がひどいので、大極殿千僧御読経を勤修するにつき、如何なる經典にするか考えられているのである。このように宮中における祈雨御読経の読誦經典は、その初期にみられた大般若経の如き絶対的ともいべき經典はなくなり、次第に、仁王経・観音経も

読誦されるようになったのである。¹⁰⁷

五

平安朝に入って、早魃にさいしては、丹生・貴布禰のいわゆる丹貴二社に奉幣し、大極殿で読経するという神仏祈願が、一般になされるようになった。そして次第に、請雨経法・孔雀経法・尊勝法などの密教作法が、祈雨のために用いられることになる。

『左経記』の筆者・源経頼が、雨僧正と称された仁海の言として、

弘法大師被伝請雨経之法之後、依早行此法之七人也、

大師真雅、聖宝、寛空等僧正、元杲、元真等僧都并仁海也⁽¹⁰⁸⁾

と記しているように、真言密教において請雨経法は大きな位置をしめ、先の『西宮記』に「神泉苑請雨経法」とある如く、四箇の大法の一つである請雨経法は、神泉苑を中心とするものであった⁽¹⁰⁹⁾。

神泉苑は平安京大内裏造営のさい創設された禁苑であり、天皇・公家の遊覧場であったものの、次第に祈雨の霊場としての性格をつよめていった⁽¹¹⁰⁾。そしてその先駆として、天長元年(八二四)の早魃にさいして、空海は勅を賜って神泉苑で請雨法経による祈雨を行ない、効験があったとされる。しかしながら、これに関する一等史料はみあたらず、歴史的事実としての神泉苑空海請雨祈禱について異議がだされている⁽¹¹¹⁾。『今昔物語集』に「弘法大師、修請雨経法降雨語」として載せられているこの説話は、宗教的霊場となりつつあった貞観以後にひろまった話とみていいであろう⁽¹¹²⁾。そうみてくると、祈雨のメッカともいえる神泉苑における請雨経法の最古の事例は、管見しうる限り、貞観十七年(八七五)六月十五日から三箇日、さらに延行二日、真雅が僧十五口を率いて雨を祈ったことであろう⁽¹¹³⁾。

このことを記す『三代実録』貞観十七年六月十五日の条には、

一 屈三十僧於大極殿、限三箇日、転読大般若经、十
五僧於神泉苑、修大雲輪請雨经法、並祈雨也⁽¹¹⁴⁾、
とみえ、同十八日の条に、

大極殿読经、神泉苑修法、更延二日、未得快對⁽¹¹⁵⁾也、

とあるように、祈雨のために、大極殿読经と神泉苑修法が同じ行程をとっている。それまでの祈雨のパターンは、丹貴二社に奉幣し、大極殿で読经するのが代表的なものであった。祈雨霊場としての神泉苑の出現によって、大極殿読经のもつ意味は失なわれたわけではないけれども変化したことは事実であろう。

それだけに、貞観十八年(八七六)四月十日夜子時、大内裏の中央・朝堂院の中心にそびえる大極殿の炎上は、祈雨にとっても過渡期にさしかかっていた時であった。元慶三年(八七九)の再興以後の大極殿は、単なる伝統的存在として維持されたにすぎず、唐や渤海との公的関係が断絶した十世紀初頭には、事実上その歴史的使命を終ったといっても過言ではない⁽¹¹⁶⁾。康平元年(一〇五八)二月、再び焼失し、延久四年(一〇七二)四月に復興された大極殿は、

もはや昔のおも影にほど遠く、しかも傷みもひどくなり、保元元年(一一五六)修復されたものの、治承元年(一一七七)四月廿八日夜半の炎上ののち再興されることはなかった。

これら大極殿の変遷は、朝威の盛衰を反映するものであり、藤原摂関家の抬頭・全盛や院政など政治的・社会的分野の変遷を背景に、宮中における祈雨御読経の問題も考察する必要がある。また、それと同時に、底辺の検討も看過できない問題である。その意味において、本稿の基礎的操作をもとに、「古代国家と祈雨」に視点を置き、稿を改めて、祈雨の本質にアプローチせねばならないと思っ

註

- (1) 『扶桑略記』第四(『新訂増補国史大系』12、四七頁)
- (2) 『風土記』(『日本古典文学大系』2、一七二頁)
- (3) 『風土記』(『日本古典文学大系』2、三九〇頁)
- (4) 『風土記』(『日本古典文学大系』2、三三二頁)
- (5) 梅原隆章「日本古代における雨乞い」(『日本歴史』七四号)
- (6) 『日本書紀』卷第二十九(『日本古典文学大系』68、四二五頁)
- (7) 平岡定海「奈良時代における神仏関係―天平九年を中心として―」(『密教文化』第七一・七二号、八頁)

- (8) 川崎庸之「古代国家と宗教」(『日本宗教史講座』第一卷、一五頁)
- (9) 『日本書紀』卷第二十四(『日本古典文学大系』68、二四一頁)
- (10) 『統日本紀』文武天皇二年(六九八)四月廿九日条に「奉馬子芳野水分峯神。祈雨也」とある記載は、国家的祈雨社としての丹生川上社の出現以前にみられる祈願対象の明確な唯一の事例である。
- (11) 『日本書紀』卷第二十九(『日本古典文学大系』68、四九五頁)
- (12) 『日本書紀』卷第三十(『日本古典文学大系』68、四九三頁)
- (13) 『統日本紀』卷第三(朝日新聞社蔵版『六国史』3、四三頁)
- (14) 堀一郎「上代に於ける法要儀式」(『仏教考古学講座』第二卷、五一頁)
- (15) 『延喜式』卷三(『新訂増補国史大系』26、五五二―五七頁)
- (16) 『統日本紀』卷第廿四(朝日新聞社蔵版『六国史』4、七七頁)
- (17) 『大日本古文书』卷之十七(追加十一)一九頁。
- (18) 新修大藏経「第一九卷、所収。
- (19) 藺田香融「平安仏教の成立」(法蔵館版『日本仏教史』古代篇、一七八頁)
- (20) 遼日出典「平安初期における国家的雨乞の動向」(『神道史研究』第十卷第三号)
- (21) 『統日本紀』延暦元年四月十六日条。
- (22) 『統日本紀』延暦四年五月廿六日条。同九年五月廿一

- 条。
- (23) 貴布禰社の祈雨についての初見は、『日本紀略』弘仁九年(八一八)七月十四日条。
- (24) 藪田香融「平安仏教」(『岩波講座』『日本歴史』古代4)
- (25) 『大日本仏教全書』2、一七頁。
- (26) 『性靈集』(『日本古典文学大系』71、四五頁)
- (27) 『東宝記』第五(『続々群書類従』12、一〇四・一〇五頁)
- (28) 宮坂宥勝「弘法大師と真言宗の成立」(『歴史教育』第十卷第六号)に、当時の貯水池工事の意義についてふれている。
- (29) 『大師御行状集記』・『弘法大師行化記』
- (30) 久野芳隆『弘法大師の宗教と生涯』、守山守真『文化史上より見たる弘法大師伝』、渡辺照宏・宮坂宥勝『沙門空海』参照。なお、『日本紀略』弘仁十一年五月廿七日条に、讃岐国言として「百姓恋慕如父母。」とある。
- (31) 「大和州益田池碑銘」(『性靈集』卷第二)
- (32) 渡辺・宮坂『沙門空海』一七三・一七四頁。
- (33) 天長元年、空海神泉苑請雨祈禱の真偽については後述する。
- (34) 『日本紀略』前篇十四(『新訂増補国史大系』10、三三五頁)
- (35) 守山聖真『文化史上より見たる弘法大師伝』五八八頁。
- (36) 『性靈集』卷第六。
- (37) 『西宮記』卷第十二(『改定史籍集覽』編外、三〇七頁)
- (38) 例えば、『孔雀経御修法記』(『続群書類従』25下)には、祈雨に関する事項が一例しかみられない。
- 『日本紀略』延喜八年(九〇八)七月十九日の条に「於三神泉院修祈雨法。」とあり、同日の『扶桑略記』には「僧正聖宝奏可修祈雨法之由、即率三十二口。於三神泉修之。五箇酉刻。雨快下。」とみえるが、この場合、祈雨法とは『祈雨日記』・『東寺長者補任』によると、孔雀経法のことである。
- (39) 『日本紀略』前篇十四(『新訂増補国史大系』12、三三五頁)
- (40) 弘仁頃から朝堂院は八省院とも称されるようになった。八省院は大極殿をも含むものである。伊勢例幣における天皇の出御について国史は、「御大極殿」とも「御八省院」とも記し、祈雨奉幣の場合も同様で、大極殿と八省院の用い方は一様ではない。このことは、表Iの(39)・(40)に単的にみられる。宮中における祈雨御読経について、『西宮記』は祈雨の種類をあげるなかで「大極殿御読経」と記しているが、単に八省院とあつたとしても、一応、大極殿で行なわれたと理解してもよいと思う。
- (41) 『三代実録』卷第廿六(朝日新聞社蔵版『六国史』9、四五頁)
- (42) 『三代実録』卷第廿九(朝日新聞社蔵版『六国史』9、六〇頁)
- (43) 『三代実録』元慶元年正月八日条。
- (44) 『三代実録』卷第卅三(朝日新聞社蔵版『六国史』9、一一〇頁)
- (45) 『三代実録』卷第卅三。
- (46) 『三代実録』卷第卅六。
- (47) 『三代実録』卷第卅七。
- (48) 『三代実録』元慶三年二月五日条。
- (49) 本田濟『易』(中国古典選書)五二二・五二五、付録六

頁。

- (50) 村山修一『平安京』三四・三五頁。
- (51) 『日本書紀』皇極天皇四年(六四五)六月十二日の条に「天皇御天極殿。古人大兄待焉。中臣鎌子連、知蘇我入鹿臣_二為人多_レ疑、晝夜持_レ劍、(下略)」とある。この条について、福山敏男博士は「唐の長安城の宮城内の太極殿は隋の大興殿を武徳元年に改称したものである」といふから、日本では唐制に従つて大極殿の称を採用したとすると、武徳元年から二十五年あまりの後にこの名称が日本に影響をおよぼしたことになる。しかし、日本書紀の入鹿滅亡あたりの記事は、藤原氏の家伝の鎌足伝と密接な関係があり、この鎌足伝の前身ともいふべき鎌足伝が日本書紀の成立以前に作られていて、書紀は主としてその文を採用したという感が深く、潤色の字句が多すぎて史料価値がとぼしいとみられるので、問題の戊申の条の「大極殿」は同じ条の「衛門府」とか「十二通門」とかの字句とともに、藤原宮あたりまで降った時代の智識によつて作文されていると考えた方がむしろ妥当であろう。」と述べておられる。(『大極殿の研究』一・二頁)
- (52) 陽成天皇(57代)と後三条天皇(71代)の場合、大極殿の焼失により未だ復興されていないためであり、前者は豊楽殿、後者は太政官聴で天皇の即位式が行なわれていた。冷泉天皇(63代)の場合、『日本紀略』康保四年十月十一日条に「天皇於紫雲殿即位、依_レ不豫_二不御_二大極殿_一とあり、冷然院が即位の前から狂気であつたらしいことは、岡見・赤松校註『愚管抄』(『日本古典文学大系』86、四一八・四一九頁の巻第四補註)に詳しい。

- (53) 『宇治拾遺物語』巻第二(『日本古典全書』上、八二・八三頁)
- (54) 辻善之助『日本仏教史』(上世篇)五〇三頁。
- (55) 『本朝世紀』第三(『新訂国史大系』9、三七頁) 増補国史大系
- (56) 『日本紀略』後篇四(『新訂国史大系』11、六九頁) 増補国史大系
- (57) 『扶桑略記』天慶二年条。
- (58) 『本朝世紀』天慶二年六月二日条。
- (59) 『本朝世紀』天慶二年六月十二日条。
- (60) 『本朝世紀』天慶二年六月十五日条。
- (61) 『本朝世紀』天慶二年六月廿日条。
- (62) 『真信公記』天慶二年七月二日条。
- (63) 『真信公記』天慶二年七月二日条。
- (64) 『真信公記』天慶二年七月十日・十二日条。『本朝世紀』『北山抄』
- (65) 『本朝世紀』天慶二年七月十八日。
- (66) 表Iの29・天慶二年(九三九)七月の場合、『本朝世紀』によると、四箇日にわたつて祈雨がなわられている。この時の祈雨は季御説経に兼ねて勤修されており、季御説経の日数は、『延喜式』に三箇日とみえるもの、天慶以降はすべて四箇日であり、それに順じたのであろう。
- (67) 『仏祖統紀』(『大正新修大藏経』49、一九二頁a)
- (68) 『日本紀略』前篇十四(『新訂国史大系』10、三〇七頁) 増補国史大系
- (69) 『三代実録』巻第卅一(朝日新聞社蔵版『六国史』9、一〇二頁)
- (70) 表IIのうち、限三箇日を以て勤修された事例の番号をあげると次の如くである。

- (71) 大般若経と祈雨については、佐々木令信「円空と祈雨」
 『印度学仏教学研究』第十八卷第二号)において、若干
 ふれている。
- (72) 『続日本紀』卷第三(朝日新聞社蔵版『六国史』3、
 三四頁)
- (73) 鶴岡静夫「古代における大般若経への依拠」(『古代仏教
 史研究』所収)
- (74) 田村円澄「飛鳥仏教史研究」二二二頁。
- (75) 中村元「東洋人の思维方法」第二部、二七五頁。
- (76) 五采重「民俗信仰としての大般若経」(『印度学仏教学研
 究』第三卷第一号)
- (77) 『続日本後紀』承和二年六月廿九日条。
- (78) 『続日本後紀』承和二年四月三日条。
- (79) 『三代実録』元慶元年七月七日条。
- (80) 『三代実録』天慶元年四月十六日条。
- (81) 『三代実録』元慶元年六月四日条。
- (82) 『三代実録』元慶元年六月十二日条。
- (83) 『三代実録』元慶元年六月十四日条。
- (84) 『三代実録』元慶元年六月廿三日条。
- (85) 『三代実録』元慶元年六月廿六日条。『類聚国史』・『祈
 雨日記』
- (86) 『三代実録』元慶元年六月廿七日条。
- (87) 『三代実録』元慶元年七月三日条。
- (88) 『三代実録』元慶元年七月九日条。
- (89) 『仁王護国般若波羅蜜多経』卷下(『大正
 大蔵経』8、
 八四三頁a)
- (90) 『仁王護国般若波羅蜜多経』卷下(『大正
 大蔵経』8、
 八四三頁b)
- (91) 『天台法華宗学生式問答』卷第七(『伝教大師全集』第
 一、四〇一頁)
- (92) 『日本紀略』前篇十四(『新訂
 増補国史大系』11、三〇七頁)
- (93) 『日本紀略』大同三年三月朔日条。
- (94) 『九曆』天曆二年五月五日条。
- (95) 『日本紀略』応和三年七月廿八日条。『祈雨記』『祈雨
 日記』
- (96) 『小右記』寛仁二年六月廿七日条。
- (97) 『左経記』長元五年六月十二日条、同十四日条。『日本
 紀略』同年五年廿四日条、同六月十五日条。
- (98) 『祈雨日記』長久四年六月条。
- (99) 『続日本後紀』承和六年六月十六日条。
- (100) 農耕社会と観音信仰について論述されたものを二・三あ
 げると次の如くである。「大和国の長谷寺は大和平野を灌
 漑する大和川の水源地であるため、付近の農耕民は川上の
 長谷寺の本尊十一面観音を雨乞いの神として崇めたと思わ
 れる。そしてこの観音の協待として難陀竜王と雨宝童子と
 を配していることは、教理的に観音菩薩の慈悲のしげきこ
 と雨の草木を濡すにたとえたものと云える一方、農耕時の
 雨乞いの対称として特別の信仰内容を持っていたことを意
 味するものと思われる。(鶴岡静夫『古代仏教史研究』三
 七四頁)「観音信仰は農耕社会と関係をもっていると、森
 竜吉氏は指摘される。たとえば奈良二月堂の本尊は十一面

観音であるが、ここで有名なお水取りの行事が行なわれる。お水取りとは、松明の火と若狭井の水によってけがれを払い、日と水の力によって、豊作を願おうとする農耕行事であるが、このようにものをはぐくみ育て、無限に生産し変化する自然の力、大地の力が、観音ではないかと森氏はいわれるのである。このように一なるものが多なるものに変化し、宇宙の生命は、多くの異った形で現われる。こゝとは、農耕社会の基本的世界観であるかもしれない。(望月・佐和・梅原『仏像―心とかたち―』一九一・二頁)

「早魃対策・五穀豊饒祈願仏の系譜は、塑造執金剛神に始まり、脱乾漆造不空羂索観音立像、さらに東大寺領を中心し、やがては全国の規模での五穀豊饒を祈願した実忠和尚の銅造十一面千手観音像へと推移していった。それは、お水取り事集約されて、現存まで農耕儀礼の一翼を担って残っている。」(杉山二郎「執金剛神考」『仏教芸術』74、二五頁)

(101) 『日本紀略』長元五年六月廿七日条。『左経記』長元五年六月廿七日条。

(102) 『祈雨日記』長久四年六月条。

(103) 『十三代要略』

(104) 『中右記』寛治二年六月廿七日条。

(105) 『左経記』長元五年六月廿二日条。

(106) 『日本紀略』寛仁四年三月七日条。

(107) この問題については、願主にみられる信仰内容の変遷や、農耕を基盤とする社会的要求などの面からの考察も必要であろう。

(108) 『左経記』長元五年六月六日条。

(109) 「古代における神泉苑と祈雨」については、『印度学仏教学研究』第十九卷第二号に拙稿を掲載の予定。

(110) 神泉苑については、西田直二郎『京都史蹟の研究』に詳しい。

(111) 遼日出典「神泉苑における空海請雨祈禱の説について」『芸林』第十二卷第三号)

(112) 『今昔物語集』巻第十四第四一話。

(113) 村山修一「上代の陰陽道」(伊東多三郎編『国民生活史研究』4、一三八頁)

(114) 『三代実録』・『類聚国史』・『寛禪抄』・『東寺長者補任』・『祈雨日記』

(115) 『三代実録』巻第廿七(朝日新聞社蔵版『六国史』9、二九頁)

(116) 『三代実録』巻第廿七(朝日新聞社蔵版『六国史』9、三〇頁)

(117) 村山修一『平安京』三七頁。(大学院博士課程、日本仏教史)